

医療情報加算に関する掲示

当院はマイナンバーカード（マイナ保険証）の利用や問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めている医療機関です。そのため、2024年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり「医療情報取得加算」を算定します。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

区分	マイナ保険証利用	診療情報等提供同意	診療点数
初診	する	する	1点
	する	しない	3点
	しない	しない	3点
再診	する	する	1点
	する	しない	2点
	しない	しない	2点

* 正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

* マイナ保険証を利用する場合も、自治体独自の医療費助成等については、これまでどおり資格証等の持参が必要です。